

秩父市農業委員会 令和2年 第9回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和2年9月24日(木) 午後2時00分から
同 日 午後4時10分まで
- 2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階 研修室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	1 番	条 東 男
会長職務代理者	3 番	長 谷 川 満
会長職務代理者	7 番	横 田 友
委 員	2 番	上 井 克 彦
委 員	4 番	加 藤 勝 市
委 員	5 番	笠 原 倍 吉
委 員	6 番	彦久保 利 平
委 員	8 番	黒 澤 昌 治
委 員	9 番	青 野 孝 司
委 員	10 番	新 田 恭 一
委 員	11 番	長 島 秀 明
委 員	13 番	設 樂 治 男

4 欠席した委員(1人)

委 員	12 番	豊 田 恵 男
-----	------	---------

4 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (3件)
- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について (5件)
- 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (18件)
- 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案第54号 農用地利用配分計画の意見について (1件)
- 議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川	稔	松澤	眞一
第2区域	倉林	幸男	大久保	勝
第3区域	小久保	健司		
第4区域	齊藤	稔	富田	典孝
第5区域	新井	明弘	木村	初枝
第5区域	高田	忠一	新舟	文男
第6区域	千島	初夫	木村	雄一

6 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第3区域	田口	俊夫
------	----	----

7 農業委員会事務局職員

事務局長	上林	晃	主席主幹	小嶋	祥弘
参 与	高野	明生	主 事	岩田	直樹
主席主幹	新井	幸男	主 幹	新地	広幸
主 幹	加藤	和彦			

8 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長 (条会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第9回定例総会

を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（衆会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（衆会長） 本日は12番 豊田恵男委員、3区 田口俊夫推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（衆会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。6番 彦久保 利平 委員 及び 7番 横田 友 委員以上のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（衆会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。1の「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」ですが、番号1から番号3につきましては、農地中間管理事業を利用するための合意解約となります。内容を審査しましたところ、いずれも解約することについて、合意が成立した日から30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものと判断し、会長専決により受理いたしました。なお、内容につきましては、議案第53号並びに議案第54号に

て説明いたします。諸報告は以上です。

日程第6 審議議案の報告

議長（条会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 それでは、令和2年第9回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが3件、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてが5件、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請についてが5件、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についてが18件、議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてが1件、議案第54号 農用地利用配分計画の意見について（案）が1件、議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが1件、以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（条会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願ひます。

日程第7 議案審議

議案第49号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (3件)

議長（条会長） これより議案の審議に入ります。議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第49号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営

する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。私からは番号1について説明します。

申出地は、大宮 字 上ノ台 畑 1筆 339㎡。案内図の、1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、秩父特別支援学校から南西に約250m離れた場所に位置し、平成12年に相続により取得した土地です。

農地の所有者は相続で取得したものの遠方に居住しているなどの理由から、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、よく管理された農地となっております。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

小嶋主席主幹 つづきまして番号2について説明をいたします。

申出地は、大野原字蓼沼 畑 2筆 405㎡です。案内図の2ページをご覧ください。申出の所在につきましては、秩父市原谷小学校から北西約400m付近に位置し、平成31年に相続で取得した土地です。

農地の所有者は、相続で所有したものの、居住地が申請地と離れていることなどから、申出の農地の管理をしていくことが難しくなり、将来的に申請地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、小豆、サトイモ、なす等の作物が耕作されておりました。説明は以上です。

新井主席主幹 続きますして、番号3について説明します。議案書の2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号3の上吉田 字 つらはら堀 畑 3筆 1079㎡を設定するものです。案内図の3ページをご覧ください。申出の所在につきましては、合角ダム管理事務所から南西約1500mに位置しており、平成8年に相続により取得した土地です。

農地の所有者は、現在、蒔田に居住し自動車整備業を営んでおり、申請地まで約18km離れていることから農地の管理が難しいため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

いずれも議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理されておりました。

議長（桑会長） 事務局の説明が終わりました。続きますして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（加藤委員） 番号1の案件についてですが、今後も農地として管理していくとのことであり、結構なことだと思います。今後の3条申請の案件でもございますので、担当推進委員さんの意見を尊重してご審議をいただきたいと思えます。

1区（吉川推進委員） 先ほどの事務局の説明、4番委員の話のとおりです。先日、現地を確認してまいりましたが、管理をされている農地でしたので、問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

9番（青野委員） 番号2について意見を申し上げます。事務局と推進員と3人で現地を確認してまいりました。申し出の内容等を勘案いたしますと、やむを得ないことと判断をいたしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

3区（小久保推進委員） 先日、3人で現地確認をしましたが、農地管理も良くできており特に問題はないと判断をいたしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

2番（上井委員） 番号3について意見を申し上げます。案内図ですとわかりにくい部分もございしますが、現地確認したところ、保全管理状態でした。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

5区（高田推進委員） 先日、3人で現地確認をしてまいりましたが、保全管理状態で、耕作も十分に可能な状態で問題ないと判断をしてまいりました。皆さ

んのご審議をよろしくお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第49号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第50号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （5件）

議長（衆会長） 次に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

本件は、令和2年第8回定例総会において審議いただいた「議案第42号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された永田町 畑1筆 137㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は昭和53年に相続により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父西小学校から北東に約150m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者で、現在は上町に居住しておりますが、申請地の近くには譲受人の父親が居住しており、また申請地の隣接地も父親所有の農地になっているため、一体での農地利用が可能になります。

譲受人に農業経験はありませんが、父親に教わりながら野菜づくりに励んでいきたいとのことです。作付計画としては、じゃがいも、ネギ、インゲン、キュウリ、ナス、さつまいも等の野菜を栽培する予定で、現況は農地として管理されておりました。説明は以上です。

小嶋主席主幹 つづきまして、番号2について説明します。

本件は、令和2年第8回定例総会において審議いただいた「議案第42号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された大野原字黒草 畑1筆 393㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成10年に相続により取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父市文化体育センターから南東約290m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。現在も自宅の裏にある当申請地を譲渡人の許可を得て管理しておりましたが、相手方との調整が整ったため、この度の申請に至りました。

譲受人は現在、農業用の機械は有しておりませんが、妻と耕作をおこなってきたいとのことです。作付計画としては、申請地にネギ、ジャガイモ、ササギ、ダイコン等の野菜を栽培していく予定となっております。

現地を確認したところ、枝豆やネギ等の作物が耕作されておりました。説明は以上です。

上林事務局長 つづきまして、番号3について説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。本件は、令和2年第8回定例総会においてご審議いただいた「議案第42号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された、蒔田字柳井（やなぎい） 畑 2筆 2221平方メートルについて、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の6ページをご覧ください。

申し出の所在につきましては、田村圓福寺 北1000メートル付近です。譲受人は新規就農者ですが、耕うん機1台を保有しており、作付け計画では、ネギ、玉ねぎ、にんにく、ジャガイモ等、露地野菜を耕作する予定です。現在は不耕作地となっております。説明は以上です。

新井主席主幹 続きまして番号4について説明します。

番号4の農地については、令和2年第8回総会においてご審議いただいた「議

案第43号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項規定に基づき設定された 畑3筆 769㎡について、譲り受けた旨の申し出があり譲渡人との間に協議が成立したため、このたびの申請となりました。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりで、平成11年に相続で取得した土地になります。案内図の7ページをご覧ください。

土地の所在は吉田総合支所から南南西に約640mに位置しています。

譲受人は新規就農者で、現在申請地の隣に住んでおり、以前から譲渡人に借りて自家用野菜の栽培をしていました。譲渡人は、群馬県に居住しており、今後も農地の管理をすることはできないこと、以前から譲受人に畑として貸していたということから、双方の話し合いによりこの度の申請となりました。

本申請地を譲り受けた後は、自家用の野菜を栽培する予定です。現地を確認したところ、保全管理された農地となっており、一部には作物が作られていました。

つきまして番号5について説明いたします。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりで、平成8年に相続で取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。

土地の所在は合角ダム管理事務所から北北西約1380mに位置しています。

譲受人は譲渡人の母の妹の配偶者になります。譲受人はこれまでも申請地を借りて耕作を行ってきました。一方、譲渡人は居住地から申請地まで遠いため管理ができないことから上吉田の農地を整理したいと考えており、現在耕作している譲受人に相談したところ譲り受けてもらえることになったため今回の申請となりました。譲受人は小鹿野町に8762㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると10,388㎡になり、下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。なお、小鹿野町に照会したところ、小鹿野町の農地は現在、柚子、花木、野菜の栽培を行っていることを確認しました。

軽トラックと耕運機を各1台所有しており、作付計画によると農地取得後は、桃の花木栽培と花の栽培、お茶の栽培を行う予定です。

現地を確認すると、獣除けのネットが張られ、作付計画のとおり花木、花、お茶等が植えられており、きれいに管理されておりました。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。つきまして、担当委員及び担当

農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

- 4番（加藤委員）** 議案第50号 番号1についてですが、叔父、甥の関係で贈与が成立したとのことですが、今後も農地として使用されるとのことですので、大変結構なことだと思います。3条案件でもございますので、担当推進委員さんの意見を尊重してご審議をいただきたいと思います。
- 1区（吉川推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。先日、事務局と委員と現地確認をいたしました。今後も継続して管理していくとのことですので、問題はないと判断をいたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 9番（青野委員）** 番号2について意見を申し上げます。事務局と推進員と3人で現地を確認してまいりました。概要は事務局からの説明のとおりで、承認することに特段意義はございません、ご審議をよろしく申し上げます。
- 3区（小久保推進委員）** 番号2について意見を申し上げます。現地を確認しましたが、よく管理をされており、耕作もされていることから問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 8番（黒沢委員）** 番号3について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してまいりました。現地は土地改良区域内であることから、耕作もしやすく新規就農者が就農するには問題はないと判断をいたしました。よろしくご審議の程申し上げます。
- 2区（大久保推進委員）** 番号3について意見を申し上げます。前回現地を確認した状況と変化はなく、問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 2番（上井委員）** 番号4について意見を申し上げます。申請地につきましては現地調査しましたところ、きれいに耕作されておりました。ナス・ネギ等が作付されておりました。3条案件ということですが、近くに住んでいるとのことですので、問題はないと思います。よろしくご審議の程申し上げます。
- 5区（新井推進委員）** 先日、事務局職員と委員さんと現地確認をいたしました。委員からも話がありましたが、きれいに管理・耕作をされている農地ですので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 2番（上井委員）** 番号5について意見を申し上げます。申請地につきましては現地調査しましたところ、桃・花・お茶等作付してあり、きれいに耕作されており、問題はないと思います。よろしくご審議の程申し上げます。
- 5区（高田推進委員）** 先日、事務局職員と委員さんと現地確認をいたしました。委員からも話がありましたが、桃・花・お茶等作付してあり、きれいに耕作さ

れており、問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第50号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第51号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （5件）

議長（条会長） 次に、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

高野参与 番号1について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 押堀 畑 1筆 282平方メートルで、秩父二中の南西320メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、住宅敷地の拡張用地です。申請事由ですが、申請人は本年6月総会において審議された5条の申請にあたり、譲渡し人として転用違反に伴う始末書の記述に際し、隣接した本申請地においても同様に防草を目的とした敷砂利を行い、庭及び来客者のための駐車場として使用していることから是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。なお、申請人は仕事の関係から原形に復しても今後も継続して耕作をすることが難しいことや、既に近隣の子どもたちの遊び場となっていることから、現況に合わせた土地利用を望んでおり、庭及び駐車場となっている部分の分筆登記を申請し、登記が完了したことから今月の申請となっております。

現地を確認したところ、砂利敷きの庭及び乗用車2台分の駐車場となっております。以上です。

上林事務局長 つづきまして、番号2について説明をいたします。

申請者、申請地、施設の概要については、議案書記載のとおりで、平成24年

に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、寺尾 字 上山ノ根（かみやまのね） 畑 3筆 227㎡で、札所21番観音寺の南西250メートル付近にあります。

秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用の目的ですが、私道（わたくしどう）です。

申請事由ですが、申請人は申請地に隣接する宅地を、以前所有しておりましたが、所有当時から、進入路がなく本申請地を進入路として利用しておりました。

経緯につきましては不明ですが、父親の所有時、昭和46年頃から宅地への進入路として利用していたとのことでした。

このたび、この申請地について農地転用許可がなされていないことが判明したことにより、始末書添付の上、今申請に至りました。

なお、隣接農地は申請人のみで特に問題はないと思われまます。

新井主席主幹 つづきまして、番号3について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 新田原内南 畑3筆 996㎡で、平成25年に相続により取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。申請地は釜の上農園村交差点の南南東に約1160m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、申請地は柿の植栽をしたものの育成が思わしくないことから、土地の有効活用を図るためこの度太陽光発電施設用地としたいと申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。事業計画では、太陽光パネル400枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っています。

また、経済産業省から太陽光発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについても承諾を得ております。また、隣接農地の承諾書も添付されています。転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認しましたところ、不耕作地になっておりました。なお、農振除外の現地確認の際は柿が植えてありました。

続いて番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、上吉田 字 新田原内南 畑2筆 598㎡で、平成25年に相続で取得した土地になります。案内図の11ページをご覧ください。

申請地は釜の上農園村交差点の南南東に約1330m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、申請地はもともと田んぼで雨が降ると水びたしになってしまう土地だったため、平成27年に農地改良をして畑としてトウモロコシ、ネギなどの作物を数年間作ったものの生育が悪く数年で栽培をあきらめてしまいました。土地の有効活用を図るためこの度、太陽光発電施設用地としたいとして申請されたものです。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。事業計画では、太陽光パネル400枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っています。

また、経済産業省から太陽光発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについても承諾を得ております。また、隣接農地の所有者の承諾書も添付されていることから、周辺との問題も特に無いと思われま。現況を確認しましたところ、不耕作地となっていました。

加藤主幹 私からは、番号5 について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川白久 字 豆早原（ズサバラ） 畑 1筆 292平方メートルで、平成3年に相続で取得した土地です。案内図12のページをご覧ください。申請地は秩父鉄道白久駅から北北東300メートル付近にあります。立地の基準につきましては、鉄道駅から300メートル以内にある農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は昭和51年頃から、申請者の経営する民宿の進入路として使用し、民宿経営を辞めた後も自己用住宅として増築、庭等で使用してまいりました。今後も同様に使用したいということから始末書添付のうえ申請されました。隣接の宅地部分439.66平方メートルと一体利用した面積は、731.66平方メートルとなります。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。現況確認したところ、進入路、庭等で使用していました。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（長谷川委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してきました。この辺は住宅と農地が散在している地域で、宅地化が進んでいることから農地も減っていくのかなと思われるところでした。今回の案件は追認ということですが、止むを得ないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

8番（黒沢委員） 番号2についてですが、事務局と現地を確認してきましたが、古い時代から進入道として利用してきたとのことですので、やむを得ないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

3番（彦久保委員） 番号3・4について意見を申し上げます。

番号3番・4ともに事務局と現地を確認してきました。番号3ですが、畑として管理をしているようですが、元は田んぼだったところが畑になっているような印象を受けました。隣接地の承諾も受けてるようですので、やむを得ないと判断をしました。番号4についても、番号3と同人ということでやむを得ないと判断をしました。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

5番（笠原委員） 番号5についてですが、先日、事務局と現地を確認してきました。用途は自己用住宅用地の申請ですが、既に建物への進入路やその他庭等に使用していたことで、始末書も提出されておりますので、追認ということで状況から判断をしますとやむを得ないと思います。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第51号について、賛成をする諸君の挙手を求

めます。

(挙手をする人あり)

議長(条会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第52号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (18件)

議長(条会長) 次に、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から3について説明します。

まず番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 日野田町 畑 1筆 2941㎡で、令和1年に相続により取得した土地です。案内図の 13ページをご覧ください。

申請地は南小学校の南南西に約500m離れた場所にあり、立地の基準につきましても市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。申請事由ですが、申請地は市内中心部にあり交通の便も良いことから住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、ここに宅地分譲地13区画分を計画したいとして転用申請されました。資金調達計画は整っています。

また、隣接の農地所有者からの承諾書も得ており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 相生町 畑 2筆 計343㎡で、平成14年に相続により取得した土地です。案内図の 14ページをご覧ください。

申請地は相生町の交差点からの西南西に約130m離れた場所にあり、立地の基準につきましても市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は現在、義父名義の建物に居住しておりますが、利用上道路が狭く、日常生活に支障があるとして、移転先の土地を探しておりましたが、このたび譲渡人との間に話がまとまったため、ここに住宅を建築したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また、隣接に譲渡人所有以外の農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして番号3についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 堀切 字 梅田 畑 1筆 252㎡で、所有権保存登記ののち、昭和34年に持分放棄ののち譲渡人が1筆全体の権利を取得した土地です。案内図の 15ページをご覧ください。

申請地は小柱農村集落センターからの南西に約650m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。申請事由ですが、譲渡人、譲受人は現在、申請地に隣接する宅地に3世代で居住しておりますが、譲受人の子どもの成長に伴い居住スペースが手狭となってきたため、祖父である譲渡人所有の当申請地を譲り受け、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画は整っています。また、隣接に譲渡人所有以外の農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、申請地は昭和20年頃より物置が建てられており、そのことについての始末書が添付されております。また、申請地以外にも譲渡人が現在、宅地として使用してしまっている農地が一部あります。2筆、合計面積は94.43㎡で、現況は住宅敷地の一部となっておりますが、これらの筆につきましては、後ほど是正をする旨の誓約書が添付されております。

現地を確認しましたところ、物置が一棟建てられており、宅地の現況となっております。説明は以上です。

高野参与 私からは、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の16ページをご覧ください。申請地は、久那 字 細久保 畑 2筆 1,673平方メートルで、久那小学校の北880メートル付近に位置し、平成2年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地の内1筆につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和元年7月31日付けで、除外の決定を受けております。転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、申請地は譲渡し人の母が耕作を続けて来ましたが、高齢となったこともあり現在は不耕作地となっております。また、譲渡し人は会社勤めを

しており、住居も離れていることから今後も継続した耕作が難しい状況にあるため、太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたいとして申請されたものです。事業計画では、太陽光パネル324枚とその他必要な機器等を設置することになっています。資金計画も整っており、経済産業省から発電設備についての認定、東京電力株式会社からは電力需給契約申し込みについての承諾を得ておりますので問題は無いと思われまます。

また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認したところ、不耕作地となっております。以上です。

小嶋主席主幹 私からは番号5、6、7、8、9について説明します。

まず番号5について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬（ちくせ）・畑・1筆・304平方メートルで、昭和41年に贈与により取得した土地です。案内図17ページをご覧ください。

申請地は、秩父市文化体育センター西、約900メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅用地です。譲受人は現在、市内で集合住宅にて生活しておりますが、子どもの成長を考え、閑静な住宅地に自己用住宅を建築をしたいと考えていたところ、申請地について、譲渡人と話がまとまったため、転用申請されました。

なお、譲渡人が令和2年7月に隣接宅地にブロックを埋設した際に、申請地の一部に農地転用の許可を受けずに、砂利を敷設してしまったことから、始末書を添付の上、転用申請されました。資金調達計画は整っています。

また、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。

現地を確認したところ、申請地の一部に砂利がまかれておりましたが、それ以外は保全管理されておりました。

つづいて、番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字堀ノ内（ほりのうち）・畑・2筆・327.99平方メートルで、2筆とも平成15年に相続より取得した土地です。

案内図18ページをご覧ください。申請地は、国道140号、美の山入口交差点、南約30メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたし

ました。申請事由ですが、駐車場用地です。

譲受人は、飲食店業をひとつの事業目的とする法人です。

申請地の隣接地にある店舗を取得し、飲食店の事業展開をしたいと考え、現在店舗の改装を実施しておりますが、飲食店の座席数40名に対し、既存の駐車場は14台と不足しており、申請地を来客用及び従業員用の駐車場として利用したいと考えていたところ、このたび譲渡人と話がまとまったため、転用申請されました。なお、申請地の内1筆は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、除外の決定を受けております。資金調達計画は整っています。

また本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

つづきまして、番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字中原（なかはら）・畑・1筆・396平方メートルで、平成3年に相続により取得した土地です。案内図19ページをご覧ください。

申請地は、国道140号、美の山入口交差点の南約500メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅用地です。譲受人は現在、市内で集合住宅にて生活しておりますが、なにかと手狭になり、生活の安定を図りたいと考えていたところ、就労先の会社にも近く、生活するには最適と思われる申請地について、譲渡人と話がまとまったため、転用申請されました。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、除外の決定を受けております。資金調達計画は整っており、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。現地を調査したところ、耕作はされておりましたが、きれいに保全管理された畑となっております。

つづいて、番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字上ノ原（うえのはら）・畑・1筆・252平方メートルで、平成15年に相続より取得した土地です。案内図20ページをご覧ください。

申請地は、国道140号、美の山入口交差点、南東約400メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない

い小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、駐車場用地です。譲受人は、土木工事業、建築工事業等を事業目的とする法人です。

譲受人は、現在、申請地から認定外道路を挟んだ隣接地を車両置場・資材置場として利用していますが、社員数も増加したことから保管場所に苦慮しており、申請地を従業員用の駐車場として新たに利用したいと考えていたところ、このたび譲渡人と話がまとまったため、転用申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、除外の決定を受けております。資金調達計画は整っています。

また、本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。なお、申請地と既存駐車場・資材置場の間に存在する認定外道路については、占用行為を行わないとの誓約書の提出もうけております。現地を確認しましたところ、ネギ・なす等の作物が耕作されておりました。

つづきまして、番号9について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字木戸原（きどはら）・畑・1筆・2107平方メートルで、昭和50年に贈与により取得した土地です。案内図21ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立高篠小学校の北約250メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。譲受人は、市内大野原に本店を置き、土木工事、建築工事、不動産業を主な目的としている法人です。

このたび住宅需要が多い地域の建売住宅のための土地を探していたところ、本申請地を譲っていただける話がまとまったため、ここに9棟分の建売住宅を建築し販売したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っており、また本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。現地を調査したところ、申請地は約半分にサトイモ、なす、トマト等が耕作されており、残りは不耕作地となっております。私からは以上です。

上林事務局長 つづきまして、私からは番号10から番号14までを説明いたします。まずは、番号10、番号11につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。なお、先ほど、ご説明しました、議案第51号 番号2とも関連がありますので申し添えます。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号10が、寺尾 字 上山の根（かみやまのね） 畑 633平方メートル、番号11が、寺尾 字 上山の根（かみやまのね） 畑 557平方メートルです。 札所21番観音寺の南西250メートル付近で、平成24年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けており

ます。立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、番号10が、レジャー施設用地、番号11が、駐車場用地です。譲受人は、申請地の隣接地に飲食を目的とした店舗を所持しており、番号10につきましては、店舗の客席からの景観を楽しむ施設、及び、季節にはビアガーデンやバーベキュー等、団体に楽しむための施設として利用したいとのこと、また、番号11につきましては、店舗経営のための従業員及びお客様用の駐車場が申請地以外にはないことから、この申請地を駐車場として利用したいとのことです。事業計画及び資金調達計画も整っており、また、隣接地についても譲渡人所有の農地のみであることから、周辺農地への影響はないと思われま

す。なお、申請にあたり譲渡人が申請地を調査したところ、農地転用許可がなされていないことが判明をいたしました。譲渡人からは、後継者がいないこと、また他（た）に職業を持っており、農地として復元することもできないことから、始末書添付の上、申請に至りました。現地を調査したところ、番号10・11ともに砂利や植栽が施されており、農地以外の目的で利用されていた形跡でした。

続きまして、番号12について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾 字 舞台ヶ谷戸（ぶたいがやど） 畑 319平方メートルで、昭和48年に贈与により取得した土地です。案内図の22ページをご覧ください。

申請地は、秩父公園橋寺尾交差点の北東1000メートル付近にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は、両親、祖父と同居して生活をしておりますが、手狭となったため、祖父が所有している隣地を使用賃借して、自己用住宅を建設し移り住みたいとの

ことです。事業計画及び資金調達計画も整っており、また、隣接地についても譲渡人所有の農地のみであることから、周辺農地への影響はないと思われます。現地を調査したところ、保全管理された農地でした。

続きまして、番号13について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

なお、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の23ページをご覧ください。申請地は、蒔田字地神林（じしんばやし）畑 500㎡ 和銅大橋蒔田交差点から北西約380メートル付近です。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であることから、立地の基準につきましては、土地改良区域内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則で転用は不許可となりますが、例外規定の、集落に接続して住宅等を建設する場合に該当する、との規定を適用することにより、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

転用の目的ですが、自己用住宅用地です。譲受人は、現在、市外の借家に家族で生活をしていますが、手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画をし、所有者である父親に相談をしたうえで、実家に近く、居住性も最適と思える申請地に自己用住宅を建設して移り住みたいとのことから、申請に至りました。

事業計画及び資金調達計画も整っており、また、隣接地についても譲渡人所有の農地のみであることから、周辺農地への影響はないと思われます。現地を調査したところ、保全管理された農地でした。

つづきまして、番号14について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。なお、平成29年に相続により取得した土地です。案内図の24ページをご覧ください。

申請地は、蒔田字山崎（やまさき）畑 264㎡ 和銅大橋蒔田交差点から北西約90メートル付近です。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であることから、立地の基準につきましては、土地改良区域内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則で転用は不許可となりますが、例外規定の、集落に接続して住宅等を建設する場合に該当する、との規定を適用することにより、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

転用の目的ですが、自己用住宅用地です。譲受人は、現在、市内の借家に家族

で生活をしてはいますが、日常手狭となっていており、以前より自己用住宅の建設を計画していましたが、建築費用軽減のため、義父の所有する土地に分家住宅として自己用住宅を建設して移り住みたいとのことから申請に至りました。事業計画及び資金調達計画も整っており、また、隣接農地所有者からは転用に関する承諾もいただいておりますので、周辺農地への影響はないと思われまます。現地を調査したところ不耕作地でした。

新井主席主幹 番号15～16について一括して説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

どちらの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成7年に成立した法人で、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電用機器及びその部品の製造、開発等を行い、発電事業及びその管理運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、いずれも申請地を借り受けて、太陽光発電施設用地として転用するものです。

番号15については、申請地は長年にわたり不耕作地であり、貸渡人が維持管理だけを行っており、今後も耕作する予定はないことから申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請したものです。

案内図の25ページをご覧ください。申請地は下吉田 字 福田 畑2筆1156㎡ 平成8年に贈与により取得した土地です。取方交差点から北東約720mに位置しています。事業計画では、太陽光パネル288枚と、その他の必要な機器等を設置することになっております。

なお、本申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

番号16については、貸渡人については、病気をして以降体調がすぐれず将来的に耕作を行うことが困難であり、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請されました。

案内図の26ページをご覧ください。申請地は上吉田 字 石間戸 畑1筆1435㎡ 平成20年に相続で取得した土地です。石間入口交差点から西南西約165m周辺に位置しています。

事業計画では、太陽光パネル288枚と、その他の必要な機器等を設置することになっております。

番号15、16ともに資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。また、それぞれ申請地の隣接農地所有者の承諾書が添付されています。また、番号16については、隣接の住宅にも太陽光ができる旨の説明をしていることを確認しています。そのことから、転用により周囲の営農状況等に支障が生じることはないものと考えます。

申請地の現況を確認しましたところ、いずれも不耕作地となっております。

加藤主幹 私からは、番号17から番号18について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野 字 田ノ端 畑1筆 1, 771平方メートルの内22平方メートルで、昭和56年に相続で取得した土地です。

案内図の27ページをご覧ください。申請地は、ちちぶ花見の里から北北東へ280メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、進入路用地（一時転用）です。申請事由ですが、案内図に白枠で囲んである太陽光発電設備設置に伴う資材搬入の進入路です。

太陽光発電施設設置については、令和元年8月19日に農地法第5条許可ができておりましたが、当初予定していた資材の搬入について、案内図にある申請地、東側の住宅脇に位置する認定外道路の使用を検討していましたが、道幅が狭く重量物の搬入ができないため新たに進入路を確保したいとして申請されました。

なお、本申請は一時転用の案件であり、転用期間は許可日から9ヶ月間です。

計画では、申請地全体のうち、幅4メートル、長さ5.6メートルを部分転用する予定であり、面積は22平方メートルになります。

また、申請地の隣接農地所有者は貸渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特にないと思われれます。現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号18 について説明をいたします。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字中原（ナカハラ） 畑2筆 737平方メートルで、平成24年に相続で取得した土地です。内図28のページをご覧ください。

申請地は秩父鉄道武州中川駅から北北東550メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となつて

いない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、管工事の設計、施工及び請負、土木工事の設計、施工及び請負、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工及び販売に関する業務を目的の一つとしております。転用目的は、駐車場用地です。

申請事由ですが、現在使用している来客用駐車場については3台のスペースしかなく、大型トラックが入ると、公用車も駐車できない状況になります。

また、交差点に近く、出入りも不便で道路交通法上、危険な面があります。

申請地については、来客用駐車場として地権者との交渉を続けてきましたが承諾を得られたため申請に至りました。計画では、来客用駐車場10台、大型車用駐車場2台を計画しております。

なお、申請地の一部は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。現況を確認しましたところ、きれいに保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番（新田委員） 番号1についてですが、事務局と現地を確認してまいりました。市道に面し住宅地に囲まれた良いところでした。面積的には広いですが不耕作で管理をされていませんでした。3種農地ということで、みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。

4番（加藤委員） 番号2についてですが、案内図で確認しますと市営住宅と市公園に挟まれた農地となりますが、何ら問題はないと考えますし、付近の状況からみて止むを得ないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

13番（設楽委員） 番号3についてですが、事務局の概要のとおりすでに宅地として利用していることから始末書も添付されておりました。周りもすべて申請人の土地ということで近隣農地には影響はないと思われれます。よろしくご審議よろしくお願いいたします。

5番（笠原委員） 番号4についてですが、先日、事務局と現地を確認してまいりました。事務局の概要のとおりで現地は不耕作地となっており、太陽光発電の設置ということで、隣接地にも太陽光発電設置があることから、周辺にも問題はないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

9番（青野委員） 番号5について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明のとおりですが、既に宅地化が進んでいる地域でありやむを得ないことと判

断をしました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

11番（長島委員） 番号6・7・8について意見を申し上げます。

概要につきましては事務局の説明のとおりです。番号6は国道隣接地で車の通行量も非常に多いため、駐車場としての利用はやむを得ないと判断をしました。番号7は周辺には歯科医院や電気店等及び住宅が点在しているところから、宅地化することもやむを得ないと判断をしました。番号8は、申請者の車両。資材置き場の隣接地であることから、駐車場用地として転用はやむを得ないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

10番（新田委員） 番号9についてですが、事務局と現地を確認してまいりました。申請地は住宅地の中で、申請地については野菜が栽培されておりましたが、住宅地の中にある畑ということもあり、宅地化もやむを得ないと判断いたしました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

8番（黒沢委員） 番号10・11についてですが、概要は事務局の説明のとおりです。転用許可がされておらず今日に至る経緯については始末書添付の通りですが、やむを得ないと判断をしました。

11番（長島委員） 番号12番についてですが、事務局と現地を確認してまいりましたが、きれいに管理をされておりました。自己用住宅地用地ということでやむを得ないと判断をしました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

11番（長島委員） 番号13・14について一括で意見を申し上げます。

概要につきましては事務局の説明のとおりです。2地域ともに申請地は農地に囲まれた場所ですが、周辺農地への影響はないと判断をしました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

6番（彦久保委員） 番号15・16について意見を申し上げます。

概要につきましては事務局の説明のとおりです。15番については場所的にも仕方のないことと判断をしました。16番についても、隣が太陽光発電になっており、申請人も農業はできないことから太陽光発電設置も止むを得ないと判断をしました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

3番（長谷川委員） 番号17についてですが、概要につきましては事務局の説明のとおりです。太陽光発電の入口道路用地として一時転用となります。住宅地もあり、切り返しをしながら通行するような細い道なのでやむを得ないと判断をしました。番号18番についてですが、きれいに耕作はされておりますが、譲受人の会社の近くでもあることから、駐車場用地にするとのことで、やむを得ない判断をしました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第52号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第53号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（条会長） 次に、議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたせます。

なお、今総会から、「農用地利用集積計画の決定について」並びに「農用地利用配分計画の意見について」は、埼玉県の指導により、受け手の就農事業や補助金事業をスピーディに推進・展開することの観点から、同時審議案件として取り扱うことにしましたので、ご承知おきいただきます。

また、この案件につきましては、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、2区 大久保 勝（おおくぼ まさる）推進委員におかれましては、議場から退出願います。

岩田主事 議案第53号 番号1 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年9月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、堀切・小柱地内にある 田 90筆 計116,040 m²です。

土地の所在につきましては、案内図最終ページにありますA3版のものをご覧ください。申請地は、小柱農村集落センターの西側一帯にある集団の農地です。

利用権を設定する期間は、令和2年12月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することになります。説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

13番（設楽委員） 概要は事務局の説明のとおりで、先日現地も確認してきました。30年前頃圃場整備事業で整備した「小柱たんぼ」と言われたところでして、その頃はまだ就農者も若かったですが、最近が高齢化に伴って、不耕作地が増えてきたので、今回のように中間農地管理機構である埼玉県農林公社が管理してくれるとのことで、非常に良い事業と判断をしました。この事業をぜひ成功させたいと思いますので是非お願いします。

4区（富田推進員） 現地を確認しました。特に問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第54号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長（条会長） 次に、議案第54号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第54号 番号1 農用地利用配分計画について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年9月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第53号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

番号1から番号52までにつきましては、小柱地内に住む認定農業者が、番号53以降の筆は、それぞれの所有者の方が、いずれも従前と同じく水田として利用する計画になっています。配分案につきましては、案内図をご覧ください。

賃借期間については、令和2年12月1日より10年間で、いずれの筆も使用貸借権の設定のため、賃料はかかりません。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（設楽委員） 議案53号と同様に、不耕作地を農地として使用していただけということ、また地域も良くなると思いますので、この事業を進めていただければと思います。

4区（富田推進委員） 議案53号と同様に、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。それでは2区の 大久保 勝 推進委員には議場に入るようお願いいたします。

議案第55号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長（衆会長） 次に、議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

上林事務局長 議案第55号番号1について説明をいたします。

議案書の17ページをご覧ください。本案は、寺尾 字 山の根（やまのね）畑 1筆、277平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ、山林化しており、人力又は農業用機械では、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや、整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを、議案として上程したものです。

ご審議をよろしくお願いします

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（黒沢委員） 事務局と現地を確認してきましたが、立木もかなり高木になっており、山林化しておりましたので、農地には復元することは不可能な状態であると判断をしてきました。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第55号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断をすることに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（衆会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第9回定例総会を閉会いたします。